



発行 新潟県
第 32 号
 令和4年4月26日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 581 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定解除（環境対策課）
- 582 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 583 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 584 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 585 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 586 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 587 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 588 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 589 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 590 道路の区域変更（道路管理課）
- 591 道路の供用開始（道路管理課）
- 592 包括外部監査契約の締結（監査委員事務局）

公 告

- 狩猟免許試験の実施（環境対策課）
- 狩猟免許更新講習会の実施（環境対策課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 23 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

- 監査結果報告公表（監査委員事務局）

正 誤

- 令和4年4月5日付け県報第26号告示第430号中（道路管理課）



◎新潟県告示第581号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和3年7月2日新潟県告示第845号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
加茂市青海町一丁目365番1の一部、370番1の一部、370番7の一部及び370番8の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

◎新潟県告示第582号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、聖籠町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月1日(水)	午前10時から正午まで	聖籠町倉庫(役場隣)	聖籠町全域
6月2日(木)	午後1時から3時30分まで		
6月3日から令和5年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第583号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

「和田誠展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

2 前売観覧券販売期間

令和4年4月23日から令和4年7月1日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 Kijトラベル新潟伊勢丹トラベルコーナー	新潟市中央区女池北1丁目1番1号 新潟運輸株式会社 代表取締役社長 坂井 操
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長職務代理者 専務理事 阪田和宏
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市西区坂井砂山3丁目6-55 株式会社文信堂書店新大前店	
長岡市城内町1丁目611-1M2F 株式会社文信堂書店長岡店	
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材

	代表取締役 永井 辰典
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合購買部	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生協同組合 専務理事 高橋 伸嘉
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店	新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所 代表取締役 堀 一
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 エブリーワン	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 株式会社ワイエムビー 代表取締役 志水 謙一
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5-40 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 佐藤 明
新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高見 真二
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
NIC 新潟日報各販売店	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社メディアシップブランド 代表取締役社長 林 康生
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、 ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 渡辺 浩幸

アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都渋谷区神宮前2丁目7-7 アソビュー株式会社 代表取締役CEO 山野 智久
------------------	--

- 4 委託期間
令和4年4月23日から令和4年7月15日まで

◎新潟県告示第584号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
上越市安塚区高沢字田蓬清水148-1	畑	765
上越市安塚区高沢字田蓬清水160-1	田	434

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和4年6月	5年	5,970円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池 田 紀 夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

- 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第23号（令和4年3月25日発行）で告示したが、令和4年4月8日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

- 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局上越支局に補償金を供託する。

- 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局上越支局において、補償金の還付を受けることができる。

- 7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第585号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	4者	間島宮ノ前1174番ほか51筆 7.3ha
関川村	9者	下関1630番2ほか50筆 5.6ha
新発田市	36者	東新町4丁目236番1ほか493筆 57.5ha
阿賀野市	6者	小里柄目木73番1ほか172筆 12.5ha
胎内市	3者	本郷家ノ下503番1ほか8筆 2.0ha
聖籠町	12者	二本松逆川1611番ほか57筆 4.5ha
新潟市	104者	北区長戸呂前田5419番ほか873筆 82.2ha
五泉市	1者	赤海善願2935番1ほか45筆 2.6ha
三条市	13者	袋一光寺836番ほか77筆 13.9ha
燕市	13者	燕割前805番ほか135筆 18.1ha
加茂市	17者	加茂稲荷面2665番ほか161筆 25.2ha

弥彦村	1者	境江東杣321番 0.1ha
長岡市	17者	亀崎町六十刈(土地改良)1978番1ほか516筆 47.8ha
見附市	5者	葛巻南町107番1ほか54筆 23.1ha
小千谷市	2者	小栗田道西2269番1ほか1筆 0.4ha
十日町市	4者	上野甲1768番2ほか13筆 2.3ha
上越市	18者	森田将監田130番ほか222筆 26.5ha
糸魚川市	3者	大野大沢5548番1ほか95筆 11.5ha
佐渡市	63者	梅津サキノ1879番ほか369筆 50.8ha
合計	331者	3,411筆 393.8ha

2 認可年月日

令和4年4月26日

◎新潟県告示第586号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和4年4月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 加入区の名称 名立加入区
- 2 区域 上越市名立区一円の区域

◎新潟県告示第587号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を令和4年4月15日認可した。

令和4年4月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第588号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の柿崎土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事	上越市柿崎区坂田新田764番地	上野 勇人 (理事長)
〃	上越市柿崎区角取466番地	原 茂夫
〃	上越市柿崎区山谷97番地	長井 幸夫
〃	上越市柿崎区芋島788番地1	横田 哲治
〃	上越市柿崎区荻谷616番地	金子 正一
〃	上越市柿崎区百木748番地	小林 正志
〃	上越市柿崎区上直海1271番地1	高橋 賢一
〃	上越市柿崎区法音寺503番地	二見 大
〃	上越市柿崎区川田262番地2	蓑輪 秀一
〃	上越市大潟区土底浜3839番地19	清水 徳幸
〃	上越市柿崎区下条771番地	山賀 浩幸
監事	上越市柿崎区柿崎1255番地1	小泉 浩蔵
〃	上越市柿崎区下灰庭新田336番地	湯本 一夫
〃	上越市柿崎区上金原803番地1	加茂川 三男

就任年月日 令和4年4月6日

2 退任

理事	上越市柿崎区坂田新田764番地	上野 勇人
----	-----------------	-------

(理事長)

〃	上越市柿崎区山谷97番地	長井 幸夫
〃	上越市柿崎区角取466番地	原 茂夫
〃	上越市柿崎区芋島422番地 1	小山 義男
〃	上越市柿崎区米山寺621番地	池上 善雄
〃	上越市柿崎区百木1575番地 1	布施 文雄
〃	上越市柿崎区馬正面990番地	相澤 安男
〃	上越市柿崎区川田262番地 2	蓑輪 秀一
〃	上越市柿崎区行法 4 番地	吉井 佐一郎
〃	上越市柿崎区法音寺503番地	二見 大
〃	上越市柿崎区上直海1271番地 1	高橋 賢一
監事	上越市柿崎区米山寺105番地	佐藤 慶一
〃	上越市柿崎区川田831番地	小林 猛
〃	上越市柿崎区江島新田510番地	金子 新一
退任年月日	令和4年4月5日	

◎新潟県告示第589号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

燕市

2 事業の種類

(仮称) 全天候型子ども遊戯施設建設事業及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

燕市大曲字砂押地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

(仮称) 全天候型子ども遊戯施設建設事業及びこれに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）のうち、(仮称) 全天候型子ども遊戯施設建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

また、本体事業の施行に伴う附帯事業として行う調整池の設置については、本体事業のために欠くことのできないものであり、法第3条第35号に該当する。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、燕市一般会計予算により本件事業に係る財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

燕市では、平成27年に策定した「第2次燕市総合計画」(以下「総合計画」という。)において、安心して子育てするための環境を整備するとともに、健康で豊かな心に満ちあふれた子どもの成長を支援することとしている。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、令和2年に「第2次燕市子ども・子育て支援事業計画」(以下「支援事業計画」という。)を策定し、子育て支援のための拠点づくりや交流・相談の場など総合的な子育て支援体制の整備を行うとともに、子どもの心身の健全な成長を目的として、子どもたちが安全・安心に遊び学べる場を提供することとしている。

しかしながら、燕市の市民意識調査において、子育て支援に対する満足度は低い状況にあり、その理由の一つとして、市民からのニーズの高い屋内型の児童遊戯施設が設置されていないことが挙げられている。

また、当該地域は冬期において天候の悪い日が多く、夏期においても全国的に猛暑日が増加傾向にあることから、子どもたちが天候に関わらず身体活動を行うことができる場が必要となっている。

さらに、燕市における年間の出生数は、平成28年から減少傾向にあり、平成30年には500人を割り込むなど、出生数の減少に歯止めがかかっていないことから、子育てのしやすい施策を実施していくことが求められている。

本件事業は、こうした状況に対応するため、総合計画及び支援事業計画に基づき、子育て支援のための拠点として、屋内型の児童遊戯施設を設置するものである。

本件施設の設置により、子どもたちが天候に関わらず健全な遊びを通じて健康を増進するとともに、交流活動を通じて豊かな情操を養うことができるなど、子どもたちの心身の健全な成長に資すると考えられる。

また、本件施設の設置により、子育てのしやすい環境が整備され、出生数の増加に寄与することが期待できる。

さらに、本件施設は、公園施設や児童学習館、体育施設等が近接する地域に設置することとしており、それらの施設との一体的な利用による機能面での相乗効果や当該地域における賑わい創出に寄与することも期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価は実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、本件事業に必要な面積が確保できることを条件に、燕市内の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、総合計画及び支援事業計画に基づき、子育て支援のための環境整備を図る事業であり、現在、起業地の存する燕市には屋内型の児童遊戯施設がなく、施設の整備について市民からのニーズも高いことから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

燕市役所 教育委員会 子育て支援課

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一村尾六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市寺尾字熊野堂779番22から	新	5.8～8.0メートル	79.8メートル
同市奥字家ノ前117番3まで	旧	5.8～8.4メートル	79.8メートル

◎新潟県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 一村尾六日町線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市寺尾字熊野堂779番22から同市奥字家ノ前117番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月26日

◎新潟県告示第592号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和4年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 齋藤 康宏
住所 新潟市西蒲区馬堀6466番地1
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払、必要に応じ前金払

公 告

狩猟免許試験の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 試験の日時及び場所

試験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月10日 (日)	午前9時	午前9時30分	サン・ワークしばた (新発田市五十公野4475-3)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	5月30日(月) ～6月17日 (金)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村	
9月4日 (日)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	7月25日(月) ～8月17日 (水)
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	
9月10日 (土) ※わな試験のみ	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	全県	
11月24日 (木)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	10月12日(水) ～10月28日 (金)
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上(網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上)の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、所定の狩猟免許手数料(新潟県収入証紙5,200円(現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあつては、3,900円))を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課）に、第1回（令和4年7月10日実施）を受験しようとする者にあつては令和4年5月30日から6月17日までの間に、第2回（令和4年9月4日実施、9月10日実施〔わなのみ〕）を受験しようとする者にあつては令和4年7月25日から8月17日までの間に、第3回（令和4年11月24日実施）を受験しようとする者にあつては令和4年10月12日から10月28日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外を受験を希望する場合は、申請の際に申し出るものとする。指定された日時及び会場を受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県環境局環境対策課（電話025-280-5152）、又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間
6月11日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)		新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	4月28日(木) ～5月20日(金)
7月16日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)		十日町地域振興局 (十日町市妻有町西2-1)	南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	6月6日(月) ～6月28日(火)

7月30日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	長岡地域振興局 (長岡市沖田2-173-2)	三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市	6月16日(木) ～7月6日(水)
8月21日(日)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	新発田地域振興局 (新発田市豊町3-3-2)	村上市、関川村、栗島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	7月11日(月) ～8月1日(月)
8月27日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	ワークパル上越 (上越市下門前477)	上越市、妙高市、糸魚川市	7月15日(金) ～8月5日(金)
9月14日(水)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	8月8日(月) ～8月31日(水)

2 受講対象者

令和元年度(平成31年度)に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、所定の狩猟免許更新手数料(新潟県収入証紙2,900円)を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面(認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。)

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部(新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課)に、受講する講習会の申請期間内に提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課（025-280-5152）に問い合わせること。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量
高精度放射線治療システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年4月11日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
333,500,000円
- 8 入札公告日
令和4年3月1日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
長岡市栃尾文化センター	長岡市中央公園1番36号	大会議室 和室	224.00 135.00	令和4年4月8日

長岡市栃尾市民会館	長岡市中央公園1番 40号	大ホール 小ホール	1,418.00 182.00	令和4年4月8日
-----------	------------------	--------------	--------------------	----------

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年4月26日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸

新潟県監査委員 宮 崎 悦 男

新潟県監査委員 池 田 千 賀 子

新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
自治研修所	令和4年3月4日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
歴史博物館	令和4年1月7日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	
佐渡トキ保護センター	令和4年2月24日	令和2年度	令和3年2月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
保健環境科学研究所	令和3年12月22日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	
長岡食肉衛生検査センター	令和4年1月14日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	
コロニーにいがた白岩の里	令和4年2月9日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	
新潟学園	令和4年3月4日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 (注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	

(産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	令和4年2月15日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	

大阪事務所	令和4年2月15日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
工業技術総合研究所	令和4年3月1日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業技術総合研究所下越 技術支援センター	令和4年3月1日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所中越 技術支援センター	令和4年2月8日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
工業技術総合研究所上越 技術支援センター	令和4年1月25日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
工業技術総合研究所素材 応用技術支援センター	令和4年2月18日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	同 上
醸造試験場	令和3年12月22日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	適正と認めた。
上越テクノスクール	令和4年1月12日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
三条テクノスクール	令和4年3月8日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	同 上
魚沼テクノスクール	令和3年12月22日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	適正と認めた。

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所	令和4年2月16日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 貯留槽の清掃と排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務の委託について、契約書の記載内容に不正確なものがあった。 契約に当たっては、適正な事務処理を行われない。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

農業総合研究所作物研究センター	令和4年2月16日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
農業総合研究所園芸研究センター	令和4年1月21日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
農業総合研究所畜産研究センター	令和4年2月15日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 過誤払いに関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 過誤払いに関する事項
農業総合研究所高冷地農業技術センター	令和4年3月10日	令和2年度	令和3年3月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年1月31日まで	同 上
農業総合研究所中山間地農業技術センター	令和3年12月24日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	同 上
病害虫防除所	令和4年2月16日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
農業大学校	令和4年2月15日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
中央家畜保健衛生所	令和4年2月8日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
下越家畜保健衛生所	令和4年2月21日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
中越家畜保健衛生所	令和4年1月7日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	適正と認めた。
上越家畜保健衛生所	令和3年12月22日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	同 上
水産海洋研究所	令和4年3月11日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

内水面水産試験場	令和4年1月27日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
森林研究所	令和4年1月26日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同上

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年1月31日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同上
健康福祉部	令和4年1月26日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に係る通知書が借主に送付されていないとして、令和2年度の新潟県内部統制評価報告書において重大な不備とされたものがあった。 本来、相手方に送付すべき書類が送付されないまま長期間未処理となっていたものであり、著しく不適切である。 今後は同様の事例が発生することのないよう、再発防止策を着実に履行し、適切な事務処理を行われたい。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年1月19日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同上
県税部	令和4年1月19日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	適正と認めた。

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和4年2月25日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年3月10日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
県税部	令和4年3月10日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
健康福祉環境部	令和3年12月27日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	(指摘事項) 1 生活保護費返還金収入(生活保護法第63条)について、令和3年9月30日現在、過年度調定分6件1,529,566円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 令和2年度の狩猟者登録において、狩猟免許の有効期限が過ぎて失効している者を誤って登録していたものがあった。 今後は、法令等に基づいた適正な確認作業を徹底されたい。 3 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、令和3年9月30日現在、過年度調定分182件10,536,752円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年1月18日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
健康福祉部	令和4年2月1日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和3年12月23日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項

県税部	令和3年12月23日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	同 上
健康福祉環境部	令和3年12月23日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年2月3日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
健康福祉部	令和4年2月17日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年2月10日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
健康福祉部	令和4年1月19日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年3月10日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和4年3月9日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
上越教育事務所	令和4年3月1日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
中越教育事務所	令和3年12月22日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	同 上
下越教育事務所	令和4年3月4日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
教育センター	令和4年3月2日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
県立図書館	令和4年2月17日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
生涯学習推進センター	令和4年2月17日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
少年自然の家	令和4年2月10日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
近代美術館	令和4年2月10日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
文書館	令和4年2月17日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
新潟中央高等学校	令和4年3月1日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
新潟南高等学校	令和4年2月10日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
新潟西高等学校	令和4年2月1日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上

新潟商業高等学校	令和4年2月7日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
巻高等学校	令和4年2月28日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
巻総合高等学校	令和4年2月14日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
豊栄高等学校	令和4年2月21日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
新津高等学校	令和4年2月8日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
新津工業高等学校	令和4年2月21日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
白根高等学校	令和4年2月10日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
五泉高等学校	令和4年2月16日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
村松高等学校	令和4年1月26日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
阿賀黎明高等学校	令和4年2月14日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
新発田南高等学校	令和4年3月10日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
新発田商業高等学校	令和4年2月16日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上

村上高等学校	令和4年1月18日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
村上桜ヶ丘高等学校	令和4年1月6日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
荒川高等学校	令和4年2月9日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
中条高等学校	令和3年12月24日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
阿賀野高等学校	令和4年1月20日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
長岡高等学校	令和4年2月28日	令和2年度	令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
長岡向陵高等学校	令和4年2月3日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	適正と認めた。
長岡農業高等学校	令和4年1月27日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
長岡工業高等学校	令和4年1月11日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
栃尾高等学校	令和3年12月27日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
見附高等学校	令和4年3月7日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	適正と認めた。
三条高等学校	令和4年1月24日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上

三条東高等学校	令和4年2月14日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
新潟県央工業高等学校	令和4年1月14日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
三条商業高等学校	令和4年2月14日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
分水高等学校	令和4年2月17日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上
加茂農林高等学校	令和4年1月28日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 需用費の支払について、納入された教材の履行確認を行っていなかったため、教材の入った箱に同封されていた請求書に気付かなかったことにより、支払遅延となり、さらに令和2年度予算で支出すべきところ、令和3年度予算で支出していたものがあった。 支払遅延については、前回監査において、同様の不備があり、注意したにもかかわらず、今回も改善されていなかった。 財務規則に基づく事務手続を行うとともに、期限内に支払が完了できるよう適正な事務処理を行われたい。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 適正と認めた。
柏崎高等学校	令和4年1月26日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
柏崎工業高等学校	令和4年1月18日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
出雲崎高等学校	令和4年3月9日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	同 上
高田高等学校	令和4年1月25日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関すること
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
高田北城高等学校	令和4年1月31日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	適正と認めた。

高田南城高等学校	令和4年1月5日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同上
高田農業高等学校	令和4年3月1日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
上越総合技術高等学校	令和4年2月4日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
高田商業高等学校	令和4年1月12日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同上
久比岐高等学校	令和3年12月22日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
有恒高等学校	令和3年12月23日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同上
新井高等学校	令和4年2月22日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同上
糸魚川高等学校	令和4年2月25日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	適正と認めた。
海洋高等学校	令和4年3月7日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
佐渡高等学校	令和4年2月8日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 徴収金会計に関する事項
羽茂高等学校	令和4年3月2日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	同上

村上中等教育学校	令和4年2月17日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(指摘事項) 学校徴収金(2学年教材費)について、体育教官室の鍵のない担当教員の机の中に現金として、約1か月間保管されていたものがあった。 平成29年2月1日付け教財第616号、教総第606号、教義第1312号、教高第1458号の財務課長、総務課長、義務教育課長、高等学校教育課長通知に基づいた事務手続を行われない。
直江津中等教育学校	令和4年1月31日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
佐渡中等教育学校	令和4年2月24日	令和2年度	令和3年2月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	適正と認めた。
新潟聾学校	令和4年2月17日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
長岡聾学校	令和4年3月3日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同上
江南高等特別支援学校	令和4年2月25日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
西蒲高等特別支援学校	令和4年2月15日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同上
吉川高等特別支援学校	令和4年2月4日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
新発田竹俣特別支援学校	令和4年2月17日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(指摘事項) 自動車検査証の有効期間及び自動車損害賠償責任保険の保険期間が満了しているにもかかわらず、当該自家用車を公務使用しているものがあった。 公務に自家用車を使用させる場合にあっては、使用者における当該自動車の適切な管理状況に留意し、再発防止の徹底に努められたい。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
駒林特別支援学校	令和3年12月27日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同上

月ヶ岡特別支援学校	令和4年2月28日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
はまなす特別支援学校	令和4年3月1日	令和2年度	令和3年2月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	同 上
佐渡特別支援学校	令和4年2月7日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
東新潟特別支援学校	令和4年3月8日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年1月31日まで	同 上
はまぐみ特別支援学校	令和4年3月9日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年1月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
上越特別支援学校	令和4年2月7日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟中央警察署	令和4年3月3日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
新潟北警察署	令和4年2月15日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
秋葉警察署	令和4年2月25日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
村上警察署	令和4年2月22日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新発田警察署	令和4年3月10日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項

阿賀野警察署	令和4年2月2日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 旅費に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
津川警察署	令和3年12月24日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	適正と認めた。
五泉警察署	令和4年1月18日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
三条警察署	令和4年3月2日	令和2年度	令和2年12月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。
加茂警察署	令和4年1月28日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	適正と認めた。
与板警察署	令和4年1月25日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
小千谷警察署	令和4年2月2日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
小出警察署	令和4年2月1日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	適正と認めた。
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	同 上
十日町警察署	令和4年1月13日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	同 上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 道路標識の安全確認に関する事項
南魚沼警察署	令和4年2月25日	令和2年度	令和3年2月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
上越警察署	令和4年2月10日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
妙高警察署	令和4年3月3日	令和2年度	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	適正と認めた。

佐渡警察署	令和4年3月10日	令和2年度	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	同上
		令和3年度	令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

正 誤

令和4年4月5日付け新潟県告示第430号（道路の区域変更）

3 ページの

「

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市須川字風下タ780番から	新	9.5～27.5メートル	571.6メートル
同市須川字野付487番1まで	旧	7.6～27.2メートル	572.9メートル

」

は、

「

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市須川字風下タ780番から	新	9.5～27.5メートル	571.6メートル
同市須川字野付487番1まで	旧	7.6～27.2メートル	572.9メートル

備考 路線の重用

全区間県道細野魚沼田中停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 細野魚沼田中停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市須川字野付487番1から	新	9.5～27.5メートル	571.6メートル
同市須川字風下タ780番まで	旧	7.6～27.2メートル	572.9メートル

備考 路線の重用

全区間県道小出守門線と重用

」

の誤り。